

入札監理小委員会における審議結果報告

日本年金機構「国民年金保険料収納事業」

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

日本年金機構（以下「機構」という。）が実施している国民年金保険料の収納業務のうち国民年金保険料の滞納者（強制徴収対象者を除く。）に対する納付督促業務、免除等申請勧奨等を実施するものであり、以下の①から④の業務を包括的に実施している。

- ① 滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務
- ② 滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務
- ③ 事業報告書等の作成・報告業務
- ④ 月例打ち合わせ会議等の対応

(2) 選定の経緯

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下、「公共サービス改革法」という。）」の規定に基づき、令和 2 年度開始事業を実施しているところである。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

【論点】

新規事業者の参入を促進し応札者を増やすため、督促手法を検討すること。

【対応】

次期事業では、訪問業務を事業内容から除き、電話・文書を事業内容として入札を実施する。（資料 1 - 2 4/313 頁）

次期調達に向けた R F I を 33 社に実施した結果、回答を受領した 8 社のうち、電話・文書・訪問を督促手法とする仕様書案に対し、受注に問題がないとする事業者は現行事業者の 2 社のみであり、その他の事業者からは現行の業務内容では訪問業務の対応が困難との意見であった。そのため、現行事業と同様の業務内容とした場合、現行事業者以外の応札が見込めないこと、中長期的な事業継続性を確保することが困難であることから、督促手法から訪問業務を除く。

なお、訪問業務は、職員等の体制整備を図った上、機構において実施する。

3. その他の修正変更について

(1) 対象地区（入札単位）及び対象年金事務所の見直し

（資料 1－2 9/313 頁、18/313 頁、37/313 頁）

滞納者数が著しく多くなると訪問員の確保が困難となる懸念があり、東京都と大阪府については地区を分割していたが、訪問業務を除くことで、その懸念を考慮する必要がなくなることから、従来の 18 地区から 16 地区に見直す。

なお、対象年金事務所はこれまで 312 年金事務所としていたが、3 年金事務所において当該業務を含む国民年金の業務の一部を同市内にある他の年金事務所に移管しているため、次期調達の対象年金事務所は 309 年金事務所となる。

(2) 民間事業者への情報の提供方法、民間事業者からの報告等の方法の見直し

（資料 1－2 35/313 頁）

個人情報を含むデータの授受については、外部電磁的記録媒体又は紙媒体を使用していたところ、紛失等のリスクがあるため通信ネットワーク（機構保有端末の貸与を想定）を利用した方法により授受を行うよう見直す。

(3) 戸別訪問による電話番号整備に係る成功報酬の廃止

これまで戸別訪問を実施した際に電話番号が未収録となっている滞納者より電話番号が聴取できた場合、その件数に応じて成功報酬を支払ってきたが、訪問業務による督促の廃止により電話番号整備に係る成功報酬を支払う必要がなくなるため廃止する。

(4) 達成目標等の見直しについての協議

（資料 1－2 11/313 頁）

機構の中期計画等の業務運営に関する重要事項の改定により、達成目標等を見直す場合がある。機構から求めがあった場合には、事業者は見直した場合の影響について書面を提出し、機構と事業者との間で協議を行うことを追記。

4. 実施要項（案）の審議結果について

実施要項（案）に変更等を求めるものではないが、以下の質疑があった。

① 入札単位変更のメリットや更なる地区の統合の検討について

【論点 1】 入札単位を 18 地区から 16 地区に変更することによるメリットは何か。

また、さらに地区を統合する等の検討はあったのか。

（資料 1－2 9/313 頁、18/313 頁、37/313 頁）

【対応 1】 訪問業務の廃止により、事業者は、訪問員確保が不要になるほか、これまでは分割されていた地区（東京 2 地区、大阪 2 地区）について、それぞれ

れの地区について応札や受託後の管理が必要であったところ、地区の統合（東京1地区、大阪1地区）により一地区として応札や受託後の管理が可能となる。

さらなる地区の統合については、電話・文書業務であれば、事業者は各県に拠点を置く必要がなくなるものと考えているが、今回訪問業務を廃止するという大きな見直しを行うため、まずは東京と大阪をそれぞれ総合し業務を行った上で、次期開始事業での状況も踏まえ検討して参りたい。

② R F I の際の周知方法や回答事業者数について

【論点2】 情報の授受に係る変更はR F Iによるものか。照会の仕方によっては、訪問業務以外にも他に参入障壁となっている事項を、聴取可能と考える。
（資料1-2 35/313頁）

【対応2】 情報の授受に係る変更は、これまでの紙媒体や電子媒体による授受方法では事業者の負担となっていたため、情報漏洩等のリスクを極力抑えながら事業者のメリットとなるよう、機構で検討した。

R F Iではこれまで行ってきた電話・文書・訪問の組み合わせのほかに、事業者においてはどのような組み合わせにメリットがあるのかを確認し、その結果、電話・文書の組み合わせの形に改めたいということになった。意見照会の仕方については、今後の参考としたい。

【論点3】 訪問業務がなくなった点、事業者の参入の門戸が広がったものと考えますが、33者に対しR F Iを行い回答が8者という結果は少ない印象のため、入札に際し広く周知が必要である。

【対応3】 33者に実施要項（案）を送付しているが、質問等があった事業者や興味を持って連絡のあった事業者に対し訪問業務の除外についてお知らせした。それ以外の事業者には、訪問業務に係る周知を行っていない。

（事務局） 委員の示唆を受け、小委員会として機構に対して、入札公告に際し広く周知を求めた。

【論点4】 情報提供依頼の回答には、踏み込んだ意見内容が見られるが、これらの意見は新規の事業者によるものか、現行事業者によるものなのか。

【対応4】 意見のうち、多くが現行事業者2者によるものである。

③ 機構による訪問業務の実施について

【論点5】 訪問業務を機構の直営で実施した場合、今後民間委託に戻すことは難しいのではないかと。訪問業務のみを電話・文書と切り分けて民間委託するこ

とは可能か。また、今後さまざまな情報との連携による、訪問業務そのものの必要性の見通しについて。

【対応5】 コロナ禍を経験し、対面業務を見直す時期でもあったため、機構内でも訪問業務について議論した。機構が訪問業務を実施するとした場合、将来的には、再度の民間委託について議論が必要であることも、また、その時点で民間委託を再度実施することはかなり難しくなっているおそれがあることも承知している。

一方で、訪問業務のみの委託については、RFIにおいて訪問業務も可能と回答した現行事業者2者も、文書・電話とセットで訪問業務を行うのであればコスト面で成り立ち、契約が可能であるという回答であった。そのため、訪問業務のみ切り分けて委託することは困難ととらえている。

訪問業務においては、無年金者・低年金者を解消するための重要な施策である免除申請勧奨・獲得業務も実施しているため、委託業務からの除外にあたっては、機構が責任を持って行うと整理した。

【論点6】 訪問業務を機構で行う場合と、事業者が行った場合の総費用の考え方について。

【対応6】 これまで事業者が行っていた経費の範囲内で、機構として職員等の体制を整備し業務を実施できるよう整理したい。

④ 通信ネットワークを利用した情報の授受について

【論点7】 通信ネットワークを利用した情報の授受に係る費用負担の考え方や、機構の他のシステムへの影響やセキュリティのリスクについて。

(資料1-2 35/313頁)

【対応7】 費用負担は、事業者の履行場所との関係等で事業者側に負担が一部発生することは考えられるが、基本的には機構が負担する。また、機構内では既にセキュリティ対策を講じ対外機関と情報の授受を行っている環境があるため、それに倣ったものを考えている。

⑤ 訪問業務を除いた際の提案書の評価項目の検討や事業者の納付獲得率の考え方

【論点8】 提案書の評価項目について、機構が実施する訪問業務との効果的な連携など、これまでとは異なる項目について検討いただきたい。

(資料1-2 71/313頁)

【対応8】 ご指摘を踏まえ、今後検討して参りたい。

【論点9】 事業者が接触した者から戸別訪問の依頼があった際、連携して機構が訪問することとしているが、その際の獲得納付月数の考え方について。

(資料1-2 10/313頁)

【対応9】 電話や文書により事業者が接触した翌月までに納付された月数が、事業者の獲得月数として整理している。

5. 意見募集（パブリックコメント）の結果を踏まえた対応について

2月14日から3月1日まで情報提供依頼を行ったところ、8者から29件の意見が寄せられ、必要な修正を行った。

以上